

第1班

沼田先生、秋山、片山、河本、高桑(発表)、田中、長谷川(司会)、山田

第6回 懇談会(平成17年10月17日(月))

区民の定義

練馬区に住む人がコア

協力・共有

働きにくる人
学びにくる人

住民票をもって基本とする。行政、事業者、団体等を範疇に入れる
68万人

区民
・住む者
・働く者(事業者含む)
・学ぶ者
+
・ともに練馬のことを考える者

区民の定義
区内に住み、働き、学ぶ人という

・区内に住む人
・働く人及び学ぶ人
・区民地域活動団体
・非営利活動団体及び事業者

自治条例は区と区(地理的、歴史的、人的・・・等)に関係した個人法人
区が全部に財政的に負担できるか

区民の権利・義務

義務 責務としてはどうか

区民の権利・義務
練馬区で活動する、企業、個人は、区民が安全で安心して生活できるための配慮をしなければならない

「わがまち練馬」という共生の空間を築く責務を有する

基本的に杉並区自治基本条例の第4条~6条の様な考え方で如何?

権利と責務につながるものとしてのモラル・マナーの向上を目指す
ルール作り

1) 未成年者等選挙投票権、直接請求権を有しない区民の権利・義務範囲について

1) 未成年者の選挙投票
今の教育システムを考えると、コア区民も含めてまだ早い!!

1) やりたい・必要と思う人が制限なくできるように
・どのように「必要」と認めるか?
・「やりたい」をどう判断するか?

1) 法と条例の許す範囲で区民に準じ不公平感の無い様取扱う
未成年者 18~19歳
住民投票参考指標
選挙権等は他制度活用

1) 区民の権利・義務
選挙投票権
区外住民の権利義務は?

2) 区外住民(区内勤務者、区内就学者、区内各種団体)の権利・義務について

2) 区外住民
先のコアでない住民は練馬区の自治活動に参加する権利を有す

2) 区民住民
住民を中心とした協力体(練馬という地域にもたらされる、もたらす利益を共有する義務と権利)

2) 法と条例の範囲で権利と義務を課す

3) 区民参加を区民の義務とするか、また範囲・分担を課すべきかどうか

3) 区民参加を区民の義務とするか
区民参加は区民の権利

3) 区民として参加するゆるやかな義務
・情報を求める義務(知る義務)
・ともに良くしようと考えるゆく義務(前進の義務)
・生じた利益を共有できる権利

3) 区民参加は自由参加
協働は努力参加
参加の段階分けが必要

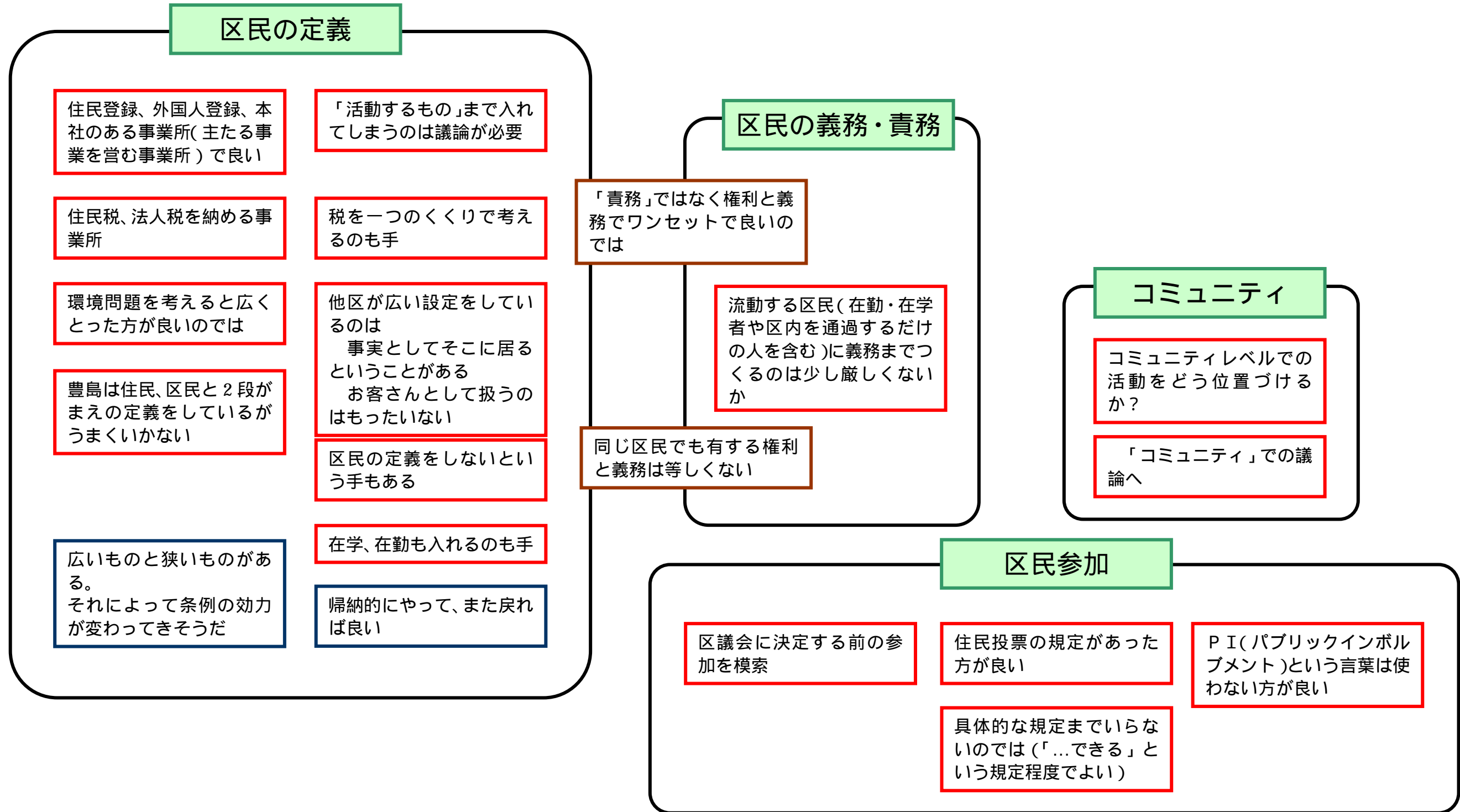
4) その他、区民の義務とすべき点について

4) 区民の義務とすべき点
コア区民はともに練馬のことを考えてくれる者との協力を責務とする

第2班

第6回 懇談会 (平成17年10月17日(月))

小原先生、木戸(司会)、
鈴木、高橋、西村、増田、
三浦、山浦(発表)



第3班

野口先生、大島、黒田、古谷(発表)、村上(司会)、若井

第6回 懇談会 (平成17年10月17日(月))

区民の権利と責務

: グループで合意された
考え方・方向性

: 論点

区民の定義

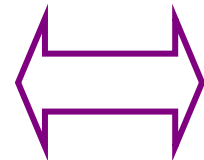
・区内に住み、働き、または学ぶ人 + 事業者

区民：区内に住む人、働く人、学ぶ人及び活動する人（文京区の定義に「活動する人」を追加）

場面によって参加すべき主体が規定できると良い

大筋としては広い対象を区民とする

事業所も地域にとって大きな力。責務はある。地区祭、ねりま祭りなど



事業者をなぜ入れなくてはいけないのか分からない

参加のレベルにもよる。（区民はここまで、事業所はここまで...）
住民投票は駄目とか

事業所としての参加？
従業員としての参加？

事業ごとに多様な参加の仕方がある。自治基本条例では広くしてよいのではないか

区民か、区民でないかを区別する必要があるものもある

主体として子ども、外国人も参加する権利がある。しかし、同じではない

“義務”ではなくて“責務”
制裁は書かない。責務は“軽く”書く

住民のための権利をわかりやすく表記

責務を果たすことで、まちが良くなる、しあわせになるようなイメージの責務であれば良い

区民は行政サービスを受ける権利がある

共同体としてプラスになることをイメージできる責務

参加は責務ではなく、権利

・最低限のモラル
・区民の気持ちとして責務を示す

権利だけを主張する人もいる

区民は成熟度（年齢）に応じて区政に参加する権利を挙げるかどうか

たとえば、
協働・・・区民の権利？
・・・区民の責務？

子どもの権利条約に書かれていることを自治基本条例に加えてはどうか

区民の責務を入れるべきか？

年に応じて子どもにも権利と義務
子どもの権利条約

義務・責務を果たさないから制裁を課すのはおかしい...

外国人の権利

確認的な規定はあってもいいかなあ

練馬区が独自に定める権利はあるのか？

行政は住民と協働する義務がある